

# 2 新たな過疎対策法の制定と過疎対策の充実について

【総務省】

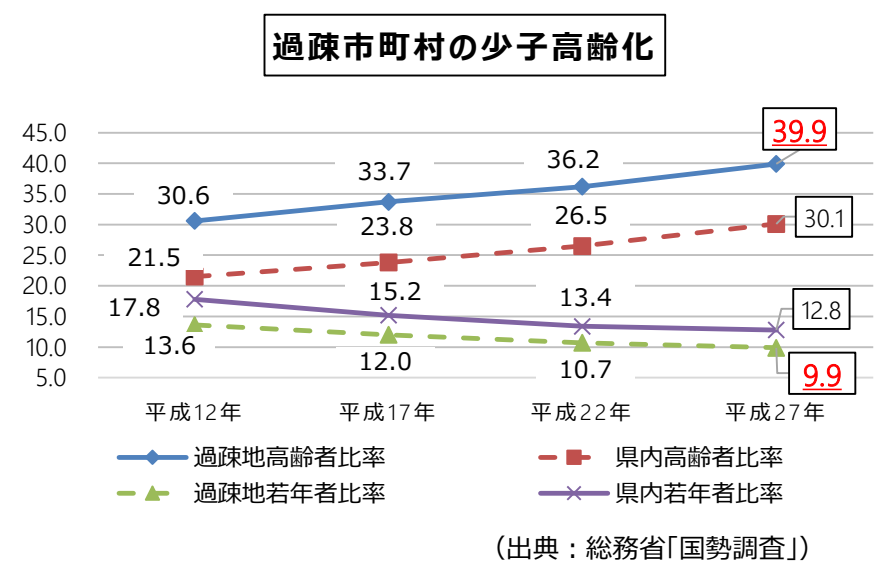
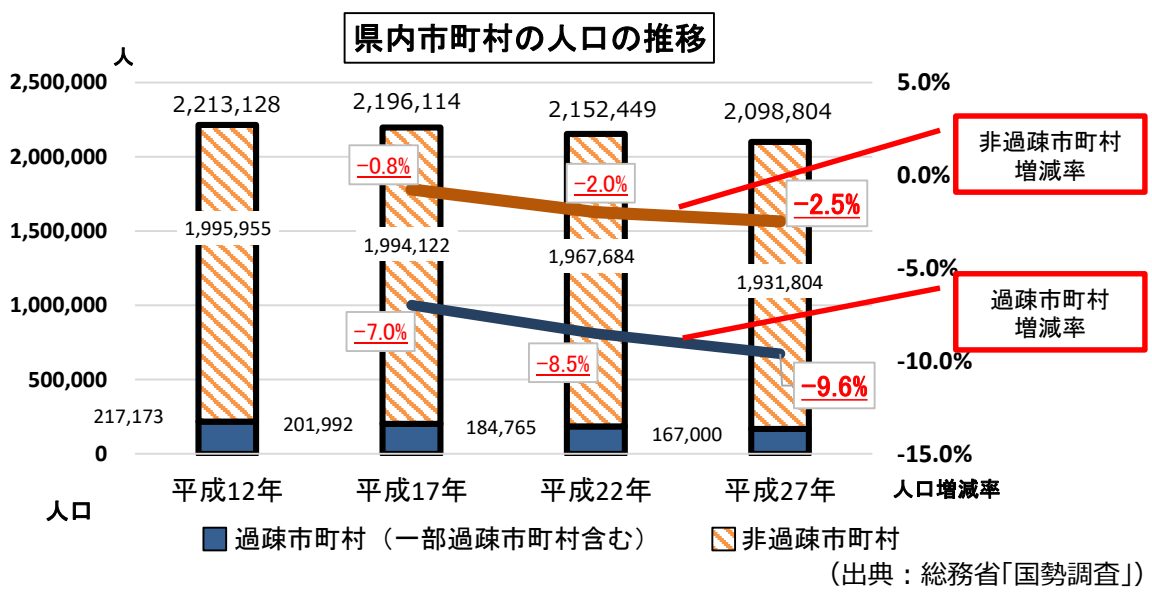
## 長野県の状況

### ● 現行法「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎対策を実施

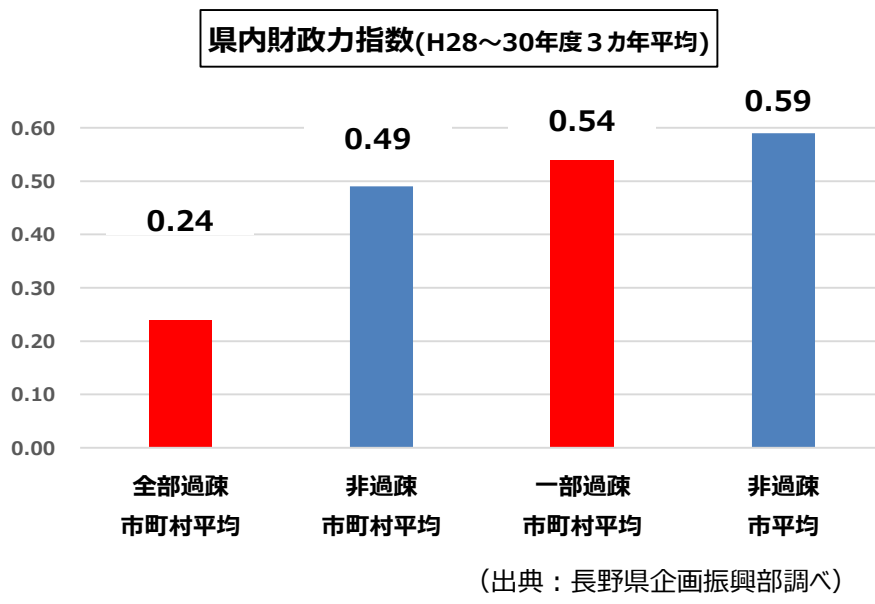
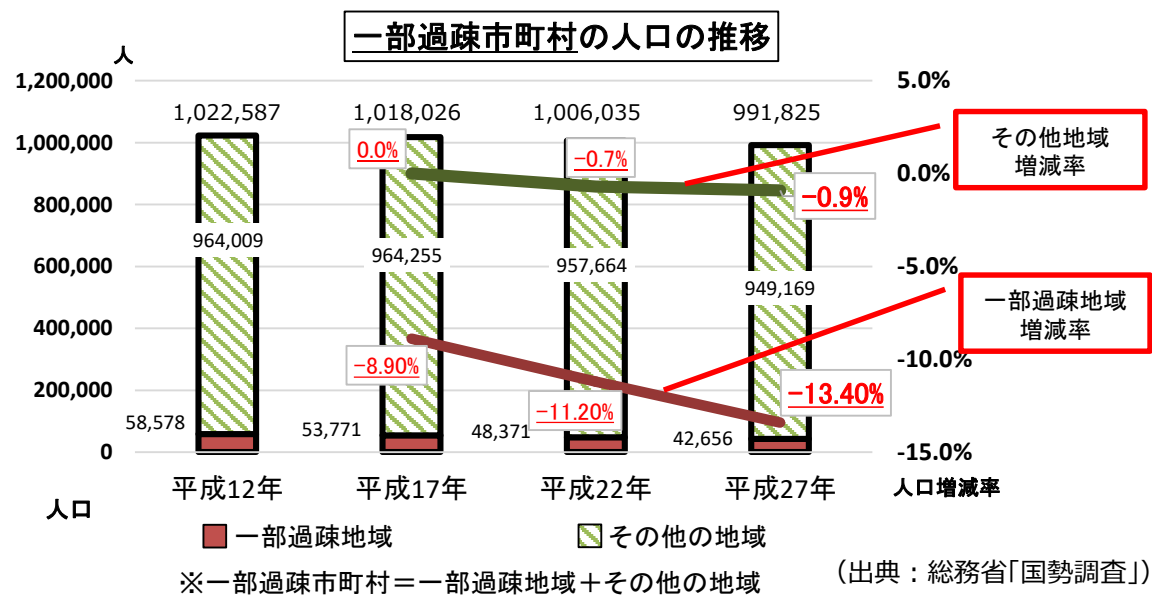
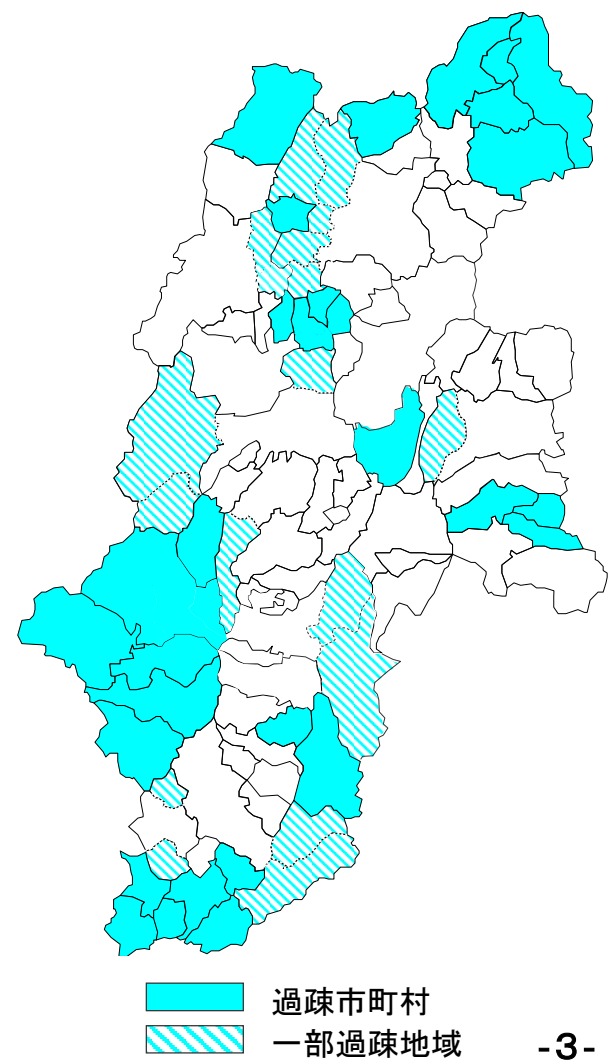
《長野県過疎地域自立促進方針》  
 過疎地域は『豊かな自然や歴史・文化を有し、資源の供給や自然災害の防止などに貢献する多面的・公益的機能を担う地域』であり、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けた取組を実施

### ● 県内過疎市町村の状況

人口減少の拡大や少子高齢化の進行が続くとともに、社会基盤や財政力の格差が未だ存在



37/77市町村が過疎市町村



## 取組

### 【地域住民の生活サービスを確保する取組】

#### ○生活を支える地域交通の確保（県）

- ・市町村域を越える地域交通データの収集分析等(R1～)
- ・持続可能な地域交通/物流の運用モデル構築実証実験(R1～)

など 住民が移動手段を選択できる、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す

#### ○地域医療確保対策（佐久市望月地区）

総合病院の医師の派遣費用等を負担し、無医地区等において出張診療所を開設  
《過疎対策事業債（ソフト）（H22～）》



出張診療所の開所式

2地区で年間約200人が受診、住民の健康維持や安心感の確保に貢献

### 【固有の地域資源や価値を活かした取組】

#### ○信州やまほいくの推進（県）

豊かな自然環境や地域住民とのつながりなどを活かした自然保育を推進（H27～）

信州型自然保育認定団体(過疎地域:35か所)  
R2.10時点



信州やまほいくの様子

#### ○観光宿泊施設の整備（阿智村）

「日本一の星空」を活かした観光・ブランディングの推進に向けて、宿泊客向けのログハウスを整備  
《過疎対策事業債(ハード・地方創生特別分)(H31～)》

観光消費額増加や新たな雇用創出を目指す

## 課題

- 県内過疎市町村は、依然として財政力が脆弱であり、非過疎市町村との間に様々な格差が存在  
新法においても真に過疎対策が必要な地域に対する支援措置の継続が必要
- 一部過疎地域の指定要件について、新市町村の財政力に係る数値を用いることが検討されているが、この要件が適用されると、  
合併による地域の均衡ある発展をめざした一部過疎地域の対策が後退するおそれ
- 県においても過疎市町村を対象として地域活性化等の取組を行っているが、国の財政支援は限られている

## 提案・要望

### 1 一部過疎地域の指定要件

- ・「一部過疎地域」の指定要件について、合併市町村内の均衡ある発展に配慮した過疎対策を引き続き推進できるよう、現行地域においては財政力要件を設けない等、適切な要件を設定すること

### 2 過疎対策への財政支援

- ・地域住民の生活に必要なサービスの確保や地域の活性化を図るための財源を安定的に確保し、地域の多様な財政需要に対応できるよう、過疎対策事業債を拡充し、必要額を確保すること
- ・都道府県が担う過疎地域に対する広域的・補完的な役割を明確化し、その過疎対策の取組に対して必要な財政支援を講じること